

## **輸出国事前調査について** **(メキシコ合衆国)**

### **1. 調査期間等**

- (1) 時期: 平成 25 年 6 月
- (2) 内容: メキシコ合衆国における食品衛生管理体制の制度調査
- (3) 対象: メキシコ農畜水産農村開発食料省(SAGARPA)、農業食品衛生無害品質庁(SENASICA)、衛生リスク保護連邦政府委員会(COFEPRIS)

### **2. 調査結果(概要)**

#### **(1) メキシコ合衆国政府の組織構造及び所掌業務**

メキシコは連邦共和制国家であり、国は 31 の独立した州(Estado)から構成されており。各州は州政府と州憲法を持つ。中央政府として連邦政府が存在する。国家元首は大統領である。州は郡(municipios)と呼ばれる自治体から構成される。

#### ①メキシコ農畜水産農村開発食料省(SAGARPA)

メキシコ合衆国においては、連邦行政組織法に基づいて、大統領の下に内務省(SEGOB)、外務省(SRE)、経済省(SE)、保健省(SALUD)等、20 の省が存在し、その内食品安全性確保に関連する管轄権が与えられているのが、メキシコ農畜水産農村開発食料省(SAGARPA)である。農林開発や農林水産に関する調査研究等を行う省である。

#### ②農業食品衛生無害品質庁(SENASICA)

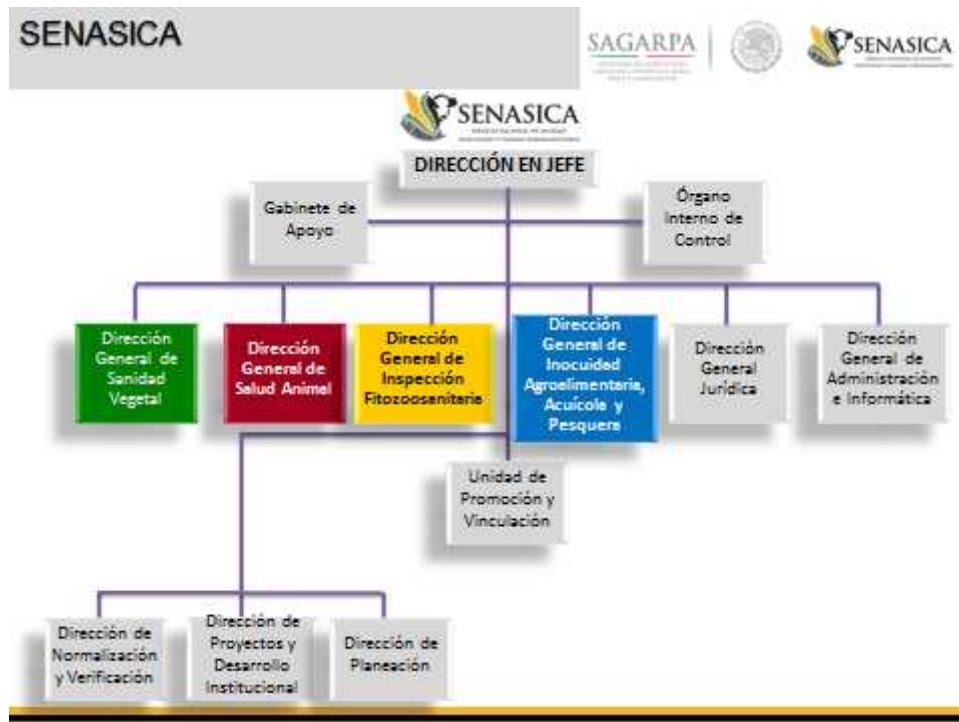
SAGARPA の出先機関であり、2001 年の農村開発法と共に設立(その前は農水水産衛生委員会だった。)。従業員は約 3,000 人で、予算としては 50 億メキシコペソ以上となる。

SENASICA の目的は、製品・消費者・工業にメリットをもたらす目的で、農業・漁業に内在するリスクを低減し、食品の衛生、安全、品質を規制化、管理、形成、推進することであり、その内部は、以下の 6 つの局で構成されている。

- A) 植物衛生局(DGSV)
- B) 動物保健局(DGSA)
- C) 動植物検査局(DGIF)
- D) 農産水産食品安全局(DGIAAP)
- E) 法務総局
- F) 管理情報総局

SENASICA の法的枠組みとしては、1 番にメキシコ合衆国憲法が存在し、2 番目に一般的な処置法として、連邦管理法、農村開発法、測定の標準化連邦

法、管理手順連邦法等がある。そして、3番目として、SENASICA に帰属する、動物衛生連邦法、植物衛生連邦法、遺伝子組み換えバイオセキュリティ法等の法律や、NOM 等の規定が存在する。



### ③植物衛生局(DGSV)

輸出目的の植物検疫認定が主な業務で、対象としてはマンゴー、ライム、アボカドがある。

局の目的は、植物の原材料生産工程、商業化、輸入を規制することである。

DGSV には、4つの局があり、植物規制局（輸出入）、植物保護局（害虫のコントロール）、果物バエ寄生局（地中海ミバエの管理）、国立植物検疫センター局（植物衛生の診断）がある。

### ④動物衛生局(DGSA)

動物についての輸出入の規定や、テストの承認、水産衛生等を実施するの5つの部署から成り、3つのラボ(CENASA, CPA, CENAPA)を所有し、そこでワクチンや診断、BSE や動物用医薬品の検査等を実施する。

### ⑤動植物検査局(DGIF)

港や空港及び国境において監視を実施する局。

主な活動として衛生証明書の発行、監視の不合格品の廃棄、ペットの輸出入の認可、荷物の検査、プライベート便の検査、地上国境付近の検査等を行って

いる。

全ての港・空港に事務所が存在し、全国に 64 カ所ある(国境:19、港:17、空港:28)。

また、残留農薬やリステリア等のサンプリング検査を実施しており、検査を実施中、流通は止まらず、保健省を通じて監視を行う。

#### ⑥農産水産食品安全局(DGIAAP)

2003 年1月に SENASICA 内に設立。生産者や一次加工業者が自らの生産工程の衛生品質を保証するシステムの導入を前提に参加する様々な自主的プログラムを通じて、農産品、水産品の生産・加工の各段階における汚染リスクを低減するためのシステムの運用・認証を推進することを目指している。DGIAAP は、システムに沿った生産・加工が行われているかどうかを事前に検証した上で、様々な公式認証を与えている。

植物の汚染リスクに対する技術モデルと、一次生産の認定については 16 ステップがあり、生産者はこの 16 ステップに準じて、認定申請を行い、問題が無ければ認定書が発行される。

まず準備期間としての以下の8ステップが行われる。

|               |            |        |              |
|---------------|------------|--------|--------------|
| 1.リスク管理       | 2.生産インフラ管理 | 3.衛生管理 | 4.国内及び野生動物管理 |
| 5.能力トレーニングと開発 | 6.内部評価     | 7.手順検証 | 8.トレーサビリティ   |

続いて、生産期間としての以下の8ステップが行われる。

|          |          |           |             |
|----------|----------|-----------|-------------|
| 9.生産活動履歴 | 10.水の取扱い | 11.肥料の取扱い | 12.農薬使用と取扱い |
| 13.収穫    | 14.梱包    | 15.輸送     | 16.有機認証*    |

\* 有機生産のみ対象

また、海外からのアラート(RASFF 等)があった場合の対応としては、対象となった企業には監査が入り、サンプリングも実施して検査を行う。年間約 80 件、主に輸出食品に対して検査を実施している。

#### ⑦衛生リスク保護連邦政府委員会(COFEPRIS)

厚生省(Secretaria de SALUD)\*の出先機関で、衛生リスクから国民を守ることを目的としており、衛生に関する規制・管理・推奨を実施している。食品、飲料、医薬品、衣類、医療機器、香水、化粧品、清掃用具、肥料、農薬、毒物・危険物、物資の使用と消費による衛生リスクに対し、国民を保護する。

対象は食品のサービスを行う全ての企業。(人が消費する全ての食品の加工・製造・包装等の全ての段階。)

食品の規格や基準を作成・制定する。

※主に社会福祉、医療サービス、公衆衛生に関する国家政策の計画及び実施について所掌

## (2)メキシコにおける主な食品衛生関連法規等

### ①連邦動物衛生法(LEY FEDERAL DE SANIDAD ANIMAL)

動物のと殺を行う食肉加工施設及び連邦政府検査機関における畜産の適正実施基準の規制、また、それに伴う加工施設の認可の促進や、食肉の施設・製品・開発の規制及び動物が摂取する化学品、医薬品、生物学的製剤及び食品についての規制。

### ②連邦植物衛生法(LEY FEDERAL DE SANIDAD VEGETAL)

メキシコ国内で遵守を義務づけるもので、植物衛生を管理、促進するとともに、植物の一次生産における物理的・化学的・微生物学的な汚染リスク削減のシステムを適用、監査、認証する規制。

## (3) メキシコ共和国における食品衛生管理

SENASICA における食品衛生管理は以下のとおり。

### ①農産物

基本的には、SENASICA による農場のコントロール(農場の管理)と、COFEPRIS による、加工や包装段階でのコントロールに基づいて管理される。輸出用の農産物については、SENASICA の認定が必要で有り、その認定には、DGIAAP の 16 ステップに基づく認定が必要。現在の認定期間は2年だが、将来的には1年の予定。認定機関毎の SENASICA の監査が必要。認定の 16 ステップ中の No.12 に農薬の使用についての項目があり、使用農薬と使用量を記録することと、1年に1回の認定ラボでの収穫前検査が含まれている。

### ②畜産物

メキシコにおける生肉の検査システムとして、SENASICA の DGIAAP の管轄である TIF 制度がある。(SENASICA が認定する。)

TIF 制度は、肉製品製造過程で安全衛生基準が満たされていることを保証するもので、食肉を輸出する企業は必ず HACCP を取得するとともに、TIF 施設として認定される必要がある。

### ③TIF 制度

#### <組織>

DGIAAP の4部門の1つに TIF 制度部門があり、その中に、①TIF の許可・認定事業、②規制・検査の検証事業、③施設・行程・製品のメンテナンス事

業、④国内監視管理事業の4つの事業部門がある。

具体的には、新規の TIF 承認の発行、TIF 工場の評価、メキシコ向け輸出企業の評価、TIF の検証とモニタリングの実施等がある。

・213 人の獣医が所属しており、26 人の連邦政府所属のスーパーバイザーや、民間の公認獣医(TIF 工場が給料を支払う。補助員だが公務員ではない。)が 510 人いる。TIF 工場には政府のスーパーバイザーが1人は付いている。

#### <TIF の査察・検査項目>

・施設、作業機械、原材料の出所、製造規範、作業手順、HACCP、生産及び食肉処理工程、作業員(教育プログラム)等の項目の査察・検査に合格した後に TIF 認証がされる。

・検証プログラムとしては、毎月行われる定期監査に加え、年間の検証プログラムがあり、TIF 認証を受けている工場の中から抽選で選ばれる。違反事例の発生時は TIF 認証の停止、罰金、書類上のペナルティがある。

#### <TIF 認定施設>

・全 32 州のうち、26 州に TIF 工場があり、全部で 395 の TIF 認定工場があり、認定件数は 525 件。現在、52 カ国に輸出の認可を持っており、輸出向けの主流は米国及びキューバ向け。

### 3. 参考法令(URL リンク)

- ・Ley Federal de Sanidad Vegetal (連邦植物衛生法)  
<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/117.pdf>
- ・Ley Federal de Sanidad Animal (連邦動物衛生法)  
<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFSA.pdf>
- ・Ley General de Pesca y Acuicultura Sustentables (漁業、養殖一般法)  
<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGPAS.pdf>
- ・Ley de Productos Organicos (有機製品法)  
<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LPO.pdf>
- ・Ley General de Salud (保健法)  
[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/lgs/LGS\\_ref49\\_10jun11.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/lgs/LGS_ref49_10jun11.pdf)
- ・Ley Organica de la Administracion Publica Federal (連邦行政組織法)  
<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/153.pdf>

以上